

法則？「神社の裏には古墳がある」  
3 玉若酢命神社古墳群 県指定  
隠岐郡西郷町西

多  
? / 5~6?

八百杉がある神社として有名な玉若酢命神社の裏山にあり、神社北側の道を登っていくと古墳群が現れます。頂上には県内でもっとも形がよくわかる部類の前方後円墳があり、後円部頂上には石室の石らしきものが認められます。全長は三メートル、高さは一・六メートルあります。



一〇穴以上あるはずだが……  
4 釜田横穴墓群  
隠岐郡都万村都万

多  
? / 6後~7?

住宅の裏山にある横穴墓群で、遺跡地図には一五基と書かれていますが、三基以上はなかなか確認できません。ようやく見つけたものは玄室の天井が低く平たいタイプで、床には初穀が敷いてあります。これは最近まで、作物を貯蔵するための横穴として再利用されていたためです。



裸の石室  
5 水若酢神社古墳  
隠岐郡五箇村都

多  
? / 6後

神社の東側に大きな石が並んで立っているのが、隠岐最長の横穴式石室です。天井石はなくなっており、玄室は埋められていたとされます。石の並びがやや不自然ですが、確かに長い石室だということがわかります。墳丘の土が残っていないのが残念です。



「墳輪？があった」  
6 美々津丘1・2号墳  
隠岐郡五箇村南

多  
? / 5~6?

遺跡地図には二つの古墳ではなく、一号墳と二号墳とで一つの前方後円墳かと書かれていますが、しかし実際に見ると、後円部と前方部の間が低すぎ、二つの古墳のような感じがします。後円部から土器片が見つかったり、小さすぎて正確なことはわかりませんが、ひょっとすると隠岐二例目の墳輪を持つ古墳かもしれません。



# 古墳Q&Aコーナー



Q 島根県内に古墳はいくつありますか

A 島根県遺跡地図(一九九三年版)によると、出雲部三七三基以上、石見部四三三基以上、隠岐部三五六基以上で、合計四五二〇基以上となります。未確認の古墳や、知らないうちに消滅してしまったものもあつたであろうから、その実数は五〇〇〇基を超えると推定されます。

Q 県内にはどんな形をした古墳がいちばん多いですか

A 遺跡地図によれば、方墳が二二四五基以上、円墳はほぼ同数で二二四八基以上、前方後円墳九六基、前方後方墳六三基以上、不明

一八六八基以上(可能性も含んだ数字)となります。長さ〇メートル未満の小さな古墳の場合、発掘調査しなければ形がわかりません。中には八雲村の増福寺古墳群のように、調査前は円墳と考えられていたものが、調査したらすべて方墳だった例もあります。また全国的に見ても方墳の占める割合が非常に高いことは早くから指摘されており、とくに松江周辺にその傾向が強い点が注目されます。

Q 横穴式石室や石棺に使われている大きな石は、どこからどうやって運んだのですか

A 使われた石の産地はすべてわかっているわけではありませんが、安来で採れる荒島石や穴道町で採れる来待石などは、かなり広い範囲に運ばれています。たとえば荒島石は約一四キロ離れた松江市東田町にある太田古墳群の石室に使われています。荒島石や来待石を使った古墳は宍道湖・中海沿岸に多く分布しており、石を船で運んだと考えられます。陸揚げしてからは当然陸路を運ばねばならず、修羅と呼ばれる大きな木を舟に載せて大勢で引きながら運んだものと推定されています。

Q 古墳に葬られたのはどんな人たちですか

A 現在のお墓と違い、県内の古墳には墓誌銘(死者の名前や年表を記したものの)が残された例は今のところありません。しかし古墳を造るためには大勢の人の力が必要であることから、これらの人びとをまとめる力を持った人物であることは間違いないと思います。さらに古墳の大きさもさまざまであることから、当時の政治的勢力関係を反映しているものと考えてよいと思われます。ただ、古

墳に葬られるのはくわすかな人たちであることは確かです。多くの方は古墳を造られることはあつても、古墳に埋葬してもらえないことはあつたのです。

Q 古墳の年代はどうやって決めるのですか

A 古墳時代には一部で文字が使われ始めていますが、現在のように普及していったわけではないので、年と書かれたものはくわすかしかありません。そこで考古学では、古墳から出土した土器や墳輪などの形の変化から、その年代を推定します。ちょうど現在の自動車が二二三年ごとにモデルチェンジをして形が変わっていくことを思い浮かべてもらえばわかりやすいと思います。あとは古墳から出土した中国製の鏡に書かれた年号や、日本書紀『魏志倭人伝』などの記述を手がかりに推定しています。このほか科学的な方法としては、出土した木の年輪の間隔パターンから年代を決めたり、地磁気(ちまき)の方向が時代によってかわることを利用して推定する方法などがあります。

Q 発掘調査されたあとの古墳はどんなふうになるのですか

A 発掘には古墳研究を目的として行うものと、道路や住宅団地を造るときに行つても残せないものを対象とするものがあります。前者の場合、発掘したあとにはまた埋め戻されますが、現在行われているのは後者がほとんどで、毎年多く(一九九五年の島根県の調査だけでも、横穴墓を含めて七〇基以上)の古墳が発掘されています。出土したものはきちんと記録・保管され、歴史的に価値の高い古墳であることがわかれば、工事の設計を変更して古墳を保存するようになり、古墳を別の場所に移築することになります。これ以外の古墳は記録にとどめ、その場所は道路や住宅地になります。

Q 古墳を見学したときに土器や墳輪を拾いました。どうしたらいいのでしょうか

A 古墳にかぎらず、遺跡から出土した土器などの遺物は、法律上「遺失物」になります。つまり道で財布を拾ったのと同じことになるわけです。遺失物法という法律によれば警察に届けることになっていますが、土器などの場合は発見した地元(教育委員会)に届けたい方がいいです。見つけたものは拾わずに置いておくか、かならず届け出てください。

